

総務関係事務事業（その 2）財政関係事務事業の取扱いについて

総務関係事務事業（その 2）財政関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 11 月 24 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24 - 2	総務関係事務事業（その 2）財政関係事務事業の取扱いについて
1 予算編成 予算の編成時期、様式等の事務的な事項については、新町発足後、速やかに事務の効率的な視点から調整する。 特別会計の目的及び内容の共通しているものは、新町発足時に統合する。 ○統合する会計（新会計名） ・住宅資金等貸付事業特別会計(普通会計) ・国民健康保険事業特別会計 ・老人保健事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・土地開発事業特別会計(大河内町の宅地造成事業会計と統合) ○存続させる特別会計 ・介護療育支援事業特別会計(普通会計) ・訪問看護事業特別会計 ・寺前地区振興基金特別会計(普通会計) ・長谷地区振興基金特別会計(普通会計) ・産業廃棄物処理事業特別会計(普通会計) ・寺前財産区特別会計 ・長谷財産区特別会計 ○憩の村整備事業特別会計は、新町発足時に一般会計に編入する。 財務会計システムの一元化により、款項目節の名称などについては、新町発足までにすべてを統合する。 2 地方債 新町発足時における地方債残高については、現行のまま新町に引き継ぐ。		

協 定 項 目	24 - 2	総務関係事務事業（その２）財政関係事務事業の取扱いについて
3 基金の運用管理 新町発足時における各基金の残額は持ち寄ることとする。 基金の設置目的が同じ基金は、新町発足時に残額を持ち寄り統合する。また、基金の名称が異なる場合は統一する。 ○統合する基金 ・財政調整基金（ただし、大河内町の産廃特別会計の財調基金は現行どおり特別会計で処理する。） ・町債管理基金（減債基金と町債管理基金） ・環境保全基金 ・ふるさと資源保全基金（ふるさと資源保全基金とふるさと水と土の保全基金） ・地域福祉基金（地域福祉基金と地域振興事業基金） ・土地開発基金 ○存続させる基金 ・庁舎建設基金 ・公共施設整備基金 ・ふるさと創生基金 大河内町の寺前・長谷地区振興基金、水力発電所対策基金、神崎町の集落営農振興基金は、設置の経緯から判断して、各町の固有の基金として、設置目的、管理・運営方法も含め、現行のまま新町に引き継ぐ。 物品集中購買基金と用品調達基金は、新町発足時に統合し、名称を用品調達基金とする。また、基金の額は定額の 100 万円とする。 4 債務負担行為 施策に基づき実施した事業にかかる債務負担行為であるため、限度額を現行のまま新町に引き継ぐ。 5 出資金・出捐金 第三セクターへの出資については、現行のまま新町に引き継ぐ。 また、県域で広域的に事務事業を行う団体等に対する出資金・出捐金については、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、出資・出捐の額については、合併による取り扱いを当該団体等と協議する。 6 貸付金 新町発足時における貸付金の残高は、そのまま新町に引き継ぐ。 また、貸付制度の内容が同一のものは、残高を合算して新町で処理を行う。		